

第2章 人と自然が共にある環境の保全 【第3節 良好的な自然環境の活用】

第3節 良好的な自然環境の活用

1 自然公園等の整備・活用

1 自然公園の管理・保護

県下の優れた風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、自然公園法及び県立自然公園条例に基づき自然公園が指定されています。

平成12年3月末現在、県内には国立公園2か所、国定公園2ヶ所、県立自然公園5ヶ所があり、その面積は204,677haで県土の約35.4%を占めています。

(資料13 3参照)

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画（保護計画及び利用計画）に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画は、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域（第1種、第2種、第3種）、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、県自然環境保全指導員などにより、公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導などを行っています。

平成11年度には、自然公園法・県立自然公園条例に基づき、262件の行為に対する許可や届出の受理を行いました。また、伊勢志摩国立公園内において、公園区域内にある市町村の主要な地域で清掃活動を実施しました。

2 自然公園利用施設の整備

自然公園の特別地域においては、自然公園の適切な利用の促進と安全の確保を図るために、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道などの施設整備を行っています。

これら施設は、設置市町村に維持管理を委託し、市町村、自然公園指導員、県自然環境保全指導員らと協力して点検を行っています。また、老朽化した施設や破損したものについては必要に応じて補修、改善を行っています。

平成11年度には、大杉谷線歩道（吉野熊野国立公園）、赤目園地（室生、赤目、青山国定公園）など7ヶ所を整備しました。

3 自然公園区域等の見直し

自然公園の適正な保護と利用を図るために、各国立公園、国定公園及び水郷県立自然公園については、公園計画が策定されています。しかし、他の

4 県立自然公園（奥伊勢宮川峡、香肌峡、赤目一志峠、伊勢の海）は公園計画が策定されていないため、今後、順次公園計画を策定することとしています。

平成11年度は、奥伊勢宮川峡県立自然公園を対象に、学識経験者、関係市町村等で構成する検討会を開催し、特別地域の指定など公園計画の策定に向けた検討を行いました。

4 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽しむことのできる県民の森と上野森林公園を設置しています。「三重県民の森」（菰野町）は、昭和55年に開催された全国植樹祭を機に設置され、平成11年度において、11万人余の来場者がありました。

「三重県上野森林公園」は、上野新都市の整備と併せて平成3年から構想にかかり、平成10年度に完成しました。平成11年度から開園し、同年度において3万人弱の来場者がありました。

第2章 人と自然が共にある環境の保全 【第3節 良好的な自然環境の活用】

第2 森林・水辺等の保全・活用

1 森林の整備・活用

(1) 健康増進施設と連携を図った森林整備

環境問題への関心の高まりや、国民のライフスタイルの変化により、生物の多様性の保全、野外活動や森林教育等の場の提供、大気浄化等、森林が有する身近な生活環境を保全する機能に対して期待が高まっています。

都市近郊において、地域の人々が森林・林業に親しみ、快適で安全に自然の恵みを受けることができるよう、森林及び森林に付帯する施設の整備を進めています。

表2-3-1 森林空間総合整備事業実施状況

場所	整備内容	実施年度
大内山村 大字大平	広葉樹植栽等の森林整備 作業路・歩道の開設 林内作業場の整備 健康促進施設の整備	平成9年度～11年度
宮川村 大字菌	広葉樹植栽等の森林整備 作業路・歩道の開設 健康促進施設の整備 林道の改良	平成10年度～12年度

(2) 林業地域の生活環境の改善

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化のため、林道等の林業生産基盤の整備と、豊かな森林資源を活用した都市と山村との交流促進等を図り、立ち後れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行ってています。

平成11年度には、市町村等の施行により、防火水槽等の生活基盤の整備のほか、林道等の林業生産基盤の整備を行いました。

表2-3-2 林業地域の生活基盤整備状況

実施地区	内容
海山 (H 8～12)	(林道) 島勝線 (交流) サイクリングロード、駐車場
飯高 (H 8～12)	(林道) 峰ヶ谷大崩線、高鉢線、くまが池線
熊野 (H 8～12)	(林道) 大井川線、高代山線 (生活) 防火水槽、高更線
南伊勢 (H 9～13)	(林道) 波留相津線、西又線 (生活) 防火水槽 (生産) 林業施設用地整備

(3) 生活環境保全林の整備

森林には、土砂災害の防止、水源かん養や木材生産等の機能はもとより、大気の浄化や防音などの環境保全機能、森林浴やレクリエーションの場としての保健休養機能、文化・教育機能等、さまざまな機能の発揮が求められており、都市近郊や集落周辺において、緑豊かな生活環境を保全・創出する森林の整備を進めています。

表2-3-3 生活環境保全林の整備状況

(平成11年度)

地区名	実施箇所	面積 (ha)	整備内容
			所在地
大峰	紀和町小栗須	5.4	自然林改良、管理歩道
浅里	紀宝町浅里	1.0	自然林改良、管理歩道
北打山	伊賀町柘植町	14.8	植栽、作業歩道
計	3地区	21.2	

2 農業利用施設の活用

(1) ため池周辺の整備

ため池は、農業生産施設としてのみならず農村地域の景観形式、親水機能の発揮、生活用水の提供等重要な役割を持っています。そこで、ため池を保全管理するとともに、豊かで潤いのある地域の憩いの場として親水公園等を整備しています。

現在、主要市町村における45地区を目途とし、親水公園等を整備する計画であり、平成11年度には、次の9地区の整備を行いました。

表2-3-4 ため池周辺の整備状況

地区名	所在地	地区名	所在地
川添	大台町	天啓	多気町
長島南部	長島町	持越	宮川村
木曾岬	木曾岬町	阿山2期	阿山町
白山	白山町	川合溜池	藤原町
笠田大溜	員弁町		

第2章 人と自然が共にある環境の保全 【第3節 良好的な自然環境の活用】

3 温泉の保護・利用

(1) 温泉の保護

現在、三重県には187ヶ所（平成12年3月31日現在）の源泉がありますが、その利用目的は湯治場等の保健的利用から、ゴルフ場、健康ランド等のレジャー的趣向へと多様化してきています。

また、全国的な温泉ブームにより温泉開発が急増しており、既設源泉の揚湯量の減少及び泉質の

低下が懸念されています。そこで、温泉の保護と利用の適正化等を図るため、地域の特性に即した指導を行っています。

平成11年度は、許可申請のあった、温泉の掘さく10件、増掘及び動力装置4件について、審査したほか、61件の温泉利用許可申請（浴用及び飲用）について許可を行いました。

表2-3-5 温泉法に基づく許可実績の推移

種別	年	度	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
温 泉 掘 削	1	2	2	3	4	11	9	12	16	11	18	15	6	16	13	15	11	7	10		
增 掘 及 び 動 力 装 置	—	2	2	2	3	4	8	6	11	3	8	10	6	6	13	9	8	7	4		
温 泉 利 用	13	7	3	2	10	23	40	57	49	97	37	51	28	58	50	52	54	80	61		
合 計	14	11	7	7	17	38	57	75	76	111	63	75	40	80	76	76	73	94	75		

(2) 拠点施設の整備

環境庁は、温泉の公共的利用増進のため、温泉法の規定に基づき、数多くの温泉地のうち、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を、国民保養温泉地として指定しており、三重県でも南牟婁郡紀和町の「湯の口温泉」が指定されています。

平成11年4月「湯の口温泉」が「ふれあい・やすらぎ温泉地」へ選定されると共に「ふれあい・やすらぎ温泉地整備計画」が決定されました。

この計画に基づき、国民の保養に適した健全な温泉地として、発展するよう施設の整備及び環境の改善を行いました。

4 自然遊歩道の拡大整備

(1) 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は1都2府8県、路線延長1,697km、年間利用者数は663万人（10年度）となっています。

三重県内の延長は約197kmで、4市9町2村にまたがっています。その維持管理はそれぞれの市町村に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置を必要に応じて実施しています。

表2-3-6 東海自然歩道市町村別一覧表

（延長：km）

市町村名	延長	市町村名	延長	市町村名	延長
北勢町	10.6	鈴鹿市	9.9	大山田村	15.7
藤原町	15.4	亀山市	9.5	青山町	15.8
大安町	7.8	閑町	18.4	久居市	0.7
菰野町	32.6	伊賀町	16.7	白山町	19.9
四日市市	1.9	阿山町	5.4	美杉村	16.8
				計	197.1

表2-3-7 東海自然歩道の整備内容

（平成11年度）

市町村名	整備内容
閑町	歩道整備 L=5250m 橋梁 5基
北勢町	歩道整備 L=707m
美杉村	標識整備

第2章 人と自然が共にある環境の保全 【第3節 良好的な自然環境の活用】

(2) 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成9～13年度で整備が進められている全国8番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県西淡町鳥取を結び、関係府県は2府7県、その総延長は3,258kmとなっています。

三重県内では、中南勢地域から東紀州地域にかけての28市町村が整備の対象となります。県内総延長は約577kmで、これが整備されると鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡し、本県の長距離自然歩道網が完成します。

平成11年度には、県内の38コースのうち16コースにおいて、歩道の新設、公衆トイレ、休憩所などの整備を行いました。（資料13 6参照）

5 グリーン・ツーリズムの促進

(1) グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村の自然や文化、暮らし、人々との交流を楽しむ農村休暇型、滞在型の余暇活動を意味し、自然が豊かで心安らぐ農山漁村空間や農林漁業の教育的効果に対する期待や農山漁村滞在型の余暇活動への関心が高まるなかでうまれたレクリエーション活動の一つです。

地理的・社会的条件に恵まれない中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの推進による販路の拡大、就労の場の拡大や新たな産業おこし、地域住民の参画による地域全体の活性化への期待が大きくなっています。

中山間地域を中心とした農山漁村地域におけるグリーン・ツーリズムへの取り組みは近年増加してきており、ふるさと会員オーナー制度、都市住民との交流、農業体験、加工体験、木工体験、釣り堀センターなどその内容も多岐にわたっています。

また、宿泊施設やバンガロー、オートキャンプ場などのアウトドア施設、パターゴルフや農村公園などのレジャー施設の整備も進んできています。

今後は、これら施設を起点として広域的なネットワークを構築し、積極的なPR、地域住民の協力による総合的なサービスを充実させ、新たな産業として展開を図る必要があります。

平成11年度には、グリーン・ツーリズムを普及・定着させるためグリーン・ツーリズム紹介冊子の

作成を行うとともに、イベントやPR活動、交流関連施設の整備へ支援しました。

表2-3-8 平成11年度に整備された主な交流関連施設

区分	施設名又は設置市町村名
農産物直売・食材供給施設	大台町、紀勢町
公園整備など	紀勢町
農産物直売所	二見町

(2) グリーン・ツーリズムの推進

平成11年度には、農山漁村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ余暇活動を普及させ、勤労者のゆとりある余暇活動の定着を図り、都市部と農山漁村地域の交流を促進するとともに、農山漁村地域の活性化を図りました。

表2-3-9 平成11年度に実施した主な交流イベント

日 時	場 所	内 容
5月5日	飯南町 (リバーサイド茶倉)	茶摘み体験
5月23日	紀和町 (丸山千枚田)	千枚田の田植え体験
7月31日～ 8月1日	飯高町 (月出の里)	月出の里民泊体験
9月26日	紀和町 (丸山千枚田)	稻刈り体験
10月24日	紀宝町 (井田海岸)	キス釣り大会
11月3日	熊野市 (金山パイロット農園)	みかん狩り体験